五　移出する採取場の所在地及び名称
六　申請の理由
七　その他参考となるべき事項

4　税務署長は、前二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認をするときはその旨及び法第十条の二第一項又は第二項の規定が適用されることとなる最初の日を、承認をしないときはその旨及びその理由を当該承認の申請をした者に対し、書面により通知しなければならない。

5　税務署長は、法第十条の二第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨、その理由及び同条第一項又は第二項の規定が適用されないこととなる日を当該承認を受けた者に対し、書面により通知しなければならない。

6　法第十条の二第一項第二号の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、法人番号
二　当該承認に係る採取場の所在地及び名称
三　当該承認に係る移出先の所在地及び名称並びに当該移出先に移入していた者の住所及び氏名又は名称
四　当該承認を受けた年月日
五　届出の理由
六　法第十条の二第一項の規定の適用を受けないこととなる年月日
七　その他参考となるべき事項

7　法第十条の二第二項の承認を受けた者に係る同条第五項の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
二　当該承認に係る場所の所在地及び名称
三　当該承認を受けた年月日
四　届出の理由
五　法第十条の二第二項の規定の適用を受けないこととなる年月日
六　その他参考となるべき事項

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

印紙税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十一号

印紙税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）第十二条第一項及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

印紙税法施行令（昭和四十二年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「その年の二月十六日から三月十五日までの期間内」を「当該承認を受けようとする最初の課税期間（同項に規定する課税期間をいう。次項及び第六項第二号並びに第十八条第二項において同じ。）の開始の日の属する年の三月十五日まで」に改め、同条第二項中「期間」を「課税期間」に改め、同条に次の一項を加える。

6　法第十二条第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名）
二　当該適用を受ける必要がなくなる最初の課税期間及びその預貯金通帳等の前条各号の区分
三　当該預貯金通帳等につき法第十二条第一項の承認を受けた年月日
四　その他参考となるべき事項

第十八条第二項中「同項に規定する期間」を「課税期間」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十二号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、並びに国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十三条第六項第四号及び第六十四条第三項において準用する同法第六十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二中「延滞税の免除ができる場合」を「納税の猶予等の場合の延滞税の免除」に、「掲げる政令」を「規定する政令」に、「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　差し押さえた不動産（国税徴収法第八十九条の二第一項（参加差押えをした税務署長による換価）に規定する換価執行決定（以下この号において「換価執行決定」という。）がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差押えに係る国税に充てた場合　当該換価執行決定をした同法第二条第十三号に規定する行政機関等が滞納処分において当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

第二十六条の三　第二十六条（還付請求申告書等）の規定は、法第六十四条第三項（利子税）において法第六十一条第二項（延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例）の規定を準用する場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の二の改正規定及び次項の規定は、平成三十一年一月一日から施行する。